

第 8 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成 2 8 年 4 月 2 7 日 (水)

熊谷市農業委員会

## 第8回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年4月27日(水) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年4月27日(水) 午前10時50分
- (3) 場 所 江南行政センター大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 17名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	欠	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	欠	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画について

#### 報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項 (5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第8回農地  
(森部会長) 部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、1番堀重明委員、15番閑野高広委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、17番矢島君夫委員、18番石原敬嗣委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第8回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、4件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方、2人に出席をお願いしておりますので、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを最初に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは、そのように決定します。

最初に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は議案番号1～85の85件であります。また議案番号40、41については、新規就農に関するもので御本人に来ていただいておりますので全体の説明のあとに、まず審議いただき、その後ほかの議案の審議をいただきたいと思っておりますので御了承願います。

まず全体の説明となりますが、総筆数は195筆、総面積は199,663㎡で、田は104筆、123,398㎡、畑は91筆、76,265㎡、賃貸借は148筆、158,125㎡、使用貸借は47筆、41,538㎡です。設定の期間は3年未満が14筆、13,037㎡、3年以上6年未満が135筆、140,690㎡、6年以上が46筆、45,936㎡です。設定の区分は、再設定の計画が55件、121筆、110,668㎡、新規の計画が30件、74筆、88,995㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人を除いた認定農業者の借り受けは、63件で152,479㎡となっております。次に農地所有適格法人の借受けですが5件で16,238㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、67件で全体の約79%となります。上記以外の担い手の借り受けは、15件で26,876㎡となっております。

以上85件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農者について、議案書31ページ、議案番号40についての説明をいたします。

【議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、渡人氏名、受人氏名、権利内容を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

資料8ページの営農計画書をご覧ください。

はじめに申請人の住所ですが、現在は東松山市であります、今回申請のあった農地の隣地が貸付人の元の実家でありまして、そちらの住宅を購入されて転居する予定となっております。経営の特色として、作物構成は、ヒトツブコムギ、ホワイトソルガム、



ては、ご本人からの説明となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
議案番号40については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料8ページもあわせて御覧ください。  
それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○○○○氏 入室]

議 長 本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。  
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 営農計画について、私はとにかく植物が好きで、農業とかに興味を持って追いかけてきまして、もう少し農業に取り組んでいきたいと思ひまして、今回、熊谷市で土地が見つかり、新規就農することになりました。私は無農薬でやっていきたいと思ひますが、どの程度草がでるか分からない状態ですが、目標として無農薬でやっていきたいと思ひています。

今回、借りる畑は8年ぐらい耕作されてなく、荒れている状態です。私の身内にアレルギーのある方がいるので、小麦アレルギーの代替作物として、ヒトツブコムギ、ホワイトソルガムの作付けに取り組んでいきたいと思ひています。試験段階であり、何がこの土地に合うかわかりませんが、今後、土地にあった物を作りたいと考えています。安全で身体にも心にも良い物、命を大事にした物を作りたいと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 どうも御苦勞様でした。それでは質疑、意見等をお願いいたします。  
質疑、意見等ございませんか。

石原委員 作物構成でホワイトソルガムとヒトツブコムギとあり、日本国内では栽培の実績がないということですが。

申請人 ホワイトソルガムは名古屋の○○○○という種苗店がカナダから輸入したものを買いました。

石原委員 ヒトツブコムギはどこの国のものですか。

申請人 (〇〇)                    それも〇〇〇〇で買ったものですが、産地はカナダで、元はチグリス・ユーフラテスのもので、名古屋の種苗店がカナダから輸入したものを購入しました。カナダ産のヒトツブコムギを250粒購入しました。今、ヒトツブコムギは苗になっていますが、ホワイトソルガムは早く蒔くと背が高くなりすぎると言うことで、これから蒔きます。ホワイトソルガムも育てて出来た物を販売しても問題ありませんと聞いています。

鈴木委員                    今度、住所を熊谷市〇に移るとのことですが。

申請人 (〇〇)                    今度、移るところです。家は放置してあったので、相当直さなければならぬのですが、今、竹の子が毎日出てきていて忙しくて、まだ、そこまでは出来ていません。空き家になっているので、毎日、通っています。

鈴木委員                    その家は農地を貸してくれる方の所有ですか。

申請人 (〇〇)                    畑や山林とか放置してあった家を買いました。畑は仮登記を付けてありますが、現在は借りるしかないのです。

鈴木委員                    2反ぐらいの農地を借りるのですが、トラクター等の機械はどうするのですか。

申請人 (〇〇)                    今はホンダのパンチというのがあります。コーンを植えたいのですが、根っこがすごいので買わざるを得ないと考えています。

鈴木委員                    資料に不動産賃貸業とありますが。

申請人 (〇〇)                    東京でマンションを貸しています。全然収入がないということではありませんが、非常に少ないです。

鈴木委員                    いろいろな作物を作って、無農薬、無肥料、自然栽培でやりたいとあり、栽培は自分でやると思うのですが、販売については、どのように考えていますか。

申請人 (〇〇)                    既にJAの直売所や産直共同の組合員に登録してしまして、竹の子等を出荷したのですが、収益があまり上がらないので、朝と夕方、2往復したらガソリン代の方が高いのかなという感じで



す。私は農業も手伝ってきたので、私は農業で食べられないのはわかっているつもりですが、私は植物が本当に好きな物ですから、私はどこの誰かわからない人の所に、値崩れしてもわけのわからない市場に放出するというのが植物にとって良いのかどうか、違和感があります。もっと自然とか、こういう気持ちで作っているとか、身近で作っているとか、健康に良いとか、もっと表明して、それで本当に欲しい方に、本当に必要としている方に届ける、販路を作りたいと思っています。今は身内とか知人に話して定期購入してもらっていますが、もっと広げていきたいと思っています。

鈴木委員 労働力は他に子供ですか。

申請人 息子は東京で自営業をしています、空いている時に手伝ってくれます。息子の外にも、知人、友人に手伝ってもらっています。  
(〇〇)

塚田委員 私は農薬を使わずに口に入れる物を作っていきたいという気持ちで無農薬に取り組んでいます。女性の立場から、営農計画を見たら同じように取り組むということですので、応援したい気持ちでいっぱいです。私は農家でない所から農家に嫁いで来て、40年ぐらいになります。今は定年退職した夫と米と麦を作付けしています。その傍ら、野菜を少しですが、無農薬で栽培し直売所で販売しています。40年来、私も麦を作ってきましたが、ヒトツブコムギとホワイトソルガムとはどういう麦ですか。

申請人 小麦は流通が多くいろいろ加工して食べられています、ヒトツブコムギは小麦の原種で、収穫量があがらない、殻が固いようです。見かけも違うようです。パン用がヒトツブコムギで、パスタ用がフタツブコムギで、チグリス・ユーフラテスやエジプトあたりで昔栽培されていまして、脱穀が難しくて収穫も少なく、改良されて改良されて、もっとたくさん穫れる麦ということで、今の小麦になったようです。  
(〇〇)

塚田委員 この辺では農林61号、さとのそら、あやひかり、ビール麦とか栽培されていますが、見かけはどのようなものですか。色はどのようなものですか。この辺で栽培されているものと同じ様ですか。

申請人 (〇〇) 私はまだ収穫まで至っていないので、うまく説明できませんが、粒が少なく、細長く茶色っぽくなります。

塚田委員 どういう風に、播種するのですか。

申請人 (〇〇) ヒトツブコムギは春小麦なので、3月に蒔きましたが、たくさんの量ではないので、プランターで蒔いて成長を見ている状況です。

塚田委員 私も無農薬でやっています、条蒔きだとサクの間に日が差してどうしても草が出るので、全部手で蒔いて、ばら蒔きをしています。草が出ないようにということで、12月1日から6日頃に蒔いています。今は塞がって草がでないようになっています。無農薬でやるもの非常に大変なことだと思いますが、どのように考えていますか。

申請人 (〇〇) クローバーを間に入れる予定です。

塚田委員 アレルギーで困っている方もいるので、そういう方に提供できるように、無農薬で体にやさしいもの、消費者が無農薬を望んでいる方がいると思いますので、無農薬栽培で頑張ってくださいと思います。わからないことがありましたら、私もできる範囲で応援したいと思いますし、大里農林振興センター等で相談してください。

申請人 (〇〇) 中々流通まで行けるかわかりませんが、無農薬栽培で頑張っていきたいと思います。

木部委員 資料に動物の害が多いとありますが、地元の方からこういう動物が出ています、こういう鳥が出ていますと指導されていると思いますが、〇はどのような動物が出ますか。

申請人 (〇〇) アライグマとハクビシンが屋根裏に棲んでいます。アライグマはスイカやトウモロコシを食べるようで、キジはコーンの芽が出たところを食べると書いてあります。まだ、私は被害には遭っていませんが。

木部委員 私も非常に悩んでいます。今、春キャベツやブロッコリーを植

えてあるのですが、キジがみんな食べてしまうのです。カラスも知能力がありまして、スイカがピンポン玉ぐらいになると食べられてしまいます。対策を練って、朝、昼、晩、1日3回ぐらい常に田んぼを見回って、鳥害対策に心がけて頑張ってください。物は穫れても販売まではいかなくなってしまうので、その辺を研究するかいはあるかと思えます。

議長 他に、質疑、意見等ございませんか。  
他に、質疑、意見等も無いようです。  
本日は、大変御苦労様でした。

申請人は退室してください。

[申請人 ○○○○氏 退室]

議長 それでは、議案番号40について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号40について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に議案番号41についても、申請人にお出でいただいております。お手元の資料11ページもあわせて御覧ください。

それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○○○氏 入室]

議長 本日は、お忙しいところ、大変御苦労様です。  
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人 (〇〇) 営農計画について、私は野菜を中心に作っていきたくと思っています。農薬を使用しないように、防虫ネットを掛けてやっていきたいと思っています。2年間、〇〇〇〇〇〇で研修してきたので、また、今も少しずつやっていますので、できるかなと思っています。資料にはコマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツとありますが、外にも作っていきたくと思っています。まず父から土地を借りてやっていきますが、近くに〇〇さんという方がいて、他にも土地も借りられるような話なので、今後、大きくしていきたいと思っています。

鈴木委員 お父さんと一緒に住んでいて、お父さんは米麦をやっていると、あなたは野菜ということですが、〇〇〇〇〇〇というのは、どういう所なのですか。

申請人 (〇〇) 〇〇〇〇〇〇は野菜を中心に作っている所ですが、その人は30歳ぐらいで会社勤めを辞めて農業に携わった人で、直売所に行ったり、お店と契約して野菜を出している所です。

鈴木委員 そこは露地野菜が中心なのですか。

申請人 (〇〇) カブが中心で、コマツナやホウレンソウを作ったりしています。

鈴木委員 当面の労働力は父と二人、父に手伝ってもらおうということですか。

申請人 (〇〇) はい、労働力は家族になるかと思っています。父も定年ですので、手伝ってもらおう予定です。

議長 他に、質疑、意見等ございませんか。  
他に、質疑、意見等も無いようです。  
本日は、大変御苦勞様でした。  
申請人は退室してください。

[申請人 〇〇〇〇氏 退室]

議長 それでは、議案番号41について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

福田委員 先ほどの〇〇〇〇さんですが、父親から20aの土地を使用貸借とありますが、経営面積が、父親と同じになっていますが、これはどういうことですか。

事務局 経営面積が渡人と受人がいっしょになってしまっているということですが、データ上の処理として、同一世帯ということで同じ面積になってしまいました。経営としては、申請人は新規で2000㎡を借り受けることになります。訂正をお願いします。

議長 間違っていたということですので、訂正をお願いします。他に、質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号41について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号40、41の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

議案番号26については、〇〇〇〇委員の〇が渡人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議長 それでは、議案番号26の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号26について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議長 次に、議案番号26、40、41以外の案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号26、40、41以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに

申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年4月5日、川田委員、福田正八委員、事務局新井主査、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2、この案件につきましては、平成28年4月5日、茂木委員、須永委員、事務局新井主査、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。こちらの申請は持分の移転の申請となります。持分の移転につきましても農地の権利移動ということで、農業委員会の許可が必要になります。申請地は6人の共有名義となっており、それぞれが6分の1ずつ持分を所有しています。今回の申請では、6人のうち4人が譲受人に持分を譲る申請となっておりますので、譲受人は持分の6分の4を受けることとなります。許可後に持分の移転がされると、3人の共有名義となります。持分6分の4が譲受人、今回譲渡人にならなかった2人は変更が無い場合、引き続き6分の1の持分となります。

なお、申請地につきましては、既に譲受人が借り受けて耕作している農地であり、許可後においても譲受人が引き続き耕作していくため、利用状況に変わりはありません。

議案番号3、この案件につきましては、平成28年4月5日、強瀬委員、福田正八委員、事務局新井主査、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4、この案件につきましては、平成28年4月5日、強瀬委員、福田正八委員、事務局新井主査、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

なお、議案番号3と4は交換の案件です。農地の交換の場合でも農地の権利移動ということで、農業委員会の許可が必要となります。交換の場合はお互いに農地法第3条の許可を受けることになります。3番の申請は、譲渡人と譲受人で農地の貸し借りが設定されており、既に譲受人が借り受けて耕作している農地です。4番の申請は、両隣の農地を譲受人が所有しているため、申請地を取得することで、所有農地が一体となり、耕作の利便性が高まることから今回の農地の交換の申請が出されたものです。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。  
次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種、農振除外は平成27年8月28日です。建築物は、軽量鉄骨造平屋建、農業用倉庫です。周囲は一部既設のコンクリートブロック積フェンスです。

議案番号2は、農地区分は2種、建築物は、木造平屋建、宅地を含めた全体面積は467.87㎡です。

議案番号3は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第10条第1項第2号イです。建築物は、木造平屋建農業用倉庫、



既設1棟です。周囲は一部既設のコンクリートブロック積フェンスです。

議案番号4は、農地区分は2種、建築物は、木造2階建、敷地拡張後の面積は、699.99㎡です。周囲は一部既設の生垣があります。

議案番号5は、農地区分は2種、建築物は、木造2階建、敷地拡張後の面積は、520.1㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号6は、農地区分は2種農地です。こちらの案件の申請のきっかけですが、息子の分家住宅を計画したところ、申請地が農地法の手続きを取っていないことが判明し是正するものです。自宅南側に接道がありますが、北側の道路に出るために出入りとして使用していました。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種、建築物は、木造平屋建、周囲は一部既設の生垣がございます。

議案番号2は、農地区分は2種です。太陽光発電施設として、太陽光パネル200枚、発電出力は49.5kwです。宅地と雑種地を含めた全体面積は、1241.4㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と新設のフェンスです。

議案番号3は、農地区分は2種、建築物は木造2階建、宅地を含めた全体面積は、310.38㎡です。周囲は既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号4は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック積フェンスです。

議案番号5は、農地区分は1種、建築物は木造2階建です。敷地拡張後の面積は、368㎡です。

議案番号6は、農地区分は2種、建築物は木造2階建です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号7は、農地区分は2種、建築物は木造2階建です。宅地を含めた全体面積は、330.26㎡です。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号8は、農地区分は2種、駐車場9台分の計画です。路面は砂利敷です。こちらの譲渡人は農地法第4条の議案番号6と同じ方です。申請のきっかけは息子の分家住宅を計画したところ、農地法の手続きを取っていないことが判明し、是正するものです。自宅からの進入路と駐車場と2か所、農地法の手続きが取ってなかったこととなります。申請にあたっては駐車場として利用していたところを分筆し、必要な部分だけを申請しています。譲受人の法人は、申請地の道路を挟んで南側にあり、○○○○○○○などを販売、設置などを行っています。駐車場は会社所有の営業車両や搬送用の軽トラック、従業員の通勤用の車両が置かれています。

議案番号9は、農地区分は2種、建築物は軽量鉄骨造平屋建、です。周囲は一部既設と新設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号10は、農地区分は2種、建築物は木造2階建です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号11は、農地区分は2種、建築物は木造2階建で、周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留と一部新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号12は、農地区分は1種、建築物は木造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック土留があり、一部はのり面仕上げの計画です。

議案番号13は、農地区分は2種です。建築物は木造2階建です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 発言なし )

議長 よろしいでしょうか。  
特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。  
以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、内容について、質疑がありましたらお願いします。

( 発言なし )

議長 よろしいでしょうか。

( 「はい」の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。  
以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

次長兼農地係長

主査

主事

主事

農業振興課主任

江南行政センター主査

澤田 英夫

渋谷 薫

新井 良和

荻野 直久

樋口 祥平

杉本 正代

上山 奈保美

平成28年4月27日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 矢 島 君 夫

署名委員 石 原 敬 嗣